明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○農業経営統計調査規則の一部を改正する省令（農林水産七二）　一

〔告　示〕

○ドレッシング類の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁六）　三

○果実飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同七）　六

○合成レモンの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同八）　七

○食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同九）　八

○ペットフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同一〇）　八

○農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件の一部を改正する件（農林水産二三一九）　八

○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三五八～一三六〇）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所　破産、免責、再生関係　四

特殊法人等　日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分関係　四

地方公共団体　農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　四

会社その他　会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第七十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「個別経営体の世帯員である家族」を「農業経営体」に改め、同項第七号中「個別経営体にあっては」を削る。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第六号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、ドレッシング類の表示に関する公正競争規約（平成十九年公正取引委員会告示第十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　全国ドレッシング類公正取引協議会（会長　三宅峰三郎）の申請に係るドレッシング類の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

ドレッシング類の製造、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

ドレッシング類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第2条**　（略） 2　（略） (1)　（略） (2)　半固体状ドレッシング ドレッシングのうち、粘度が30パスカル・秒以上のものをいう。	（定義） **第2条**　（略） 2　（略） (1)　（略） (2)　半固体状ドレッシング ドレッシングのうち、粘度が30Pa・s以上のものをいう。